

長野県DMATの派遣に関する協定書

長 野 県

信州大学医学部附属病院

長野県DMATの派遣に関する協定

長野県知事 村井 仁（以下「甲」という。）と 国立大学法人信州大学医学部附属病院
病院長 小池 健一（以下「乙」という。）は、災害時における災害派遣医療チーム（以下「長
野県DMAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の急性期に長野県DMATが被災現場等へ出勤し迅速な救命措置等を行
うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減等を図ることを目的とする。

（派遣）

第2条 甲は、長野県DMAT設置運営要綱（以下「要綱」という。）第6条の派遣基準に照ら
し、長野県DMATの派遣が必要と認められるときは、乙に対して長野県DMATの派遣を要
請する。なお、長野県外で発生した災害に際して、長野県DMATを派遣する場合には、甲が、
被災地の都道府県知事又は厚生労働大臣からの要請を受けて、乙に対して長野県DMATの派
遣を要請することを基本とする。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに長野県DMATの派遣の可否を判断し、その判
断内容を甲に報告する。
- 3 乙は、長野県DMATの派遣が可能なときは、甲の要請に従い長野県DMATを派遣する。
- 4 乙は、緊急でやむを得ない事情がある場合には、甲の要請を受ける前であっても、長野県D
MATを派遣することができる。この場合においては、乙は速やかに甲に長野県DMATを派
遣した旨を報告し、その承認を得るものとする。
- 5 前項の承認があった場合は、その派遣は、甲の要請を受けた派遣とみなす。

（待機）

第3条 甲は、災害の発生により要綱第6条の派遣基準に該当することが見込まれる場合は、乙
に対して長野県DMATの待機を要請するものとする。

- 2 甲は、長野県DMATの派遣が必要となる可能性がないと見込まれるときは、長野県DMA
Tの待機を解除するものとする。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、乙は、甲の要請を待たずに、長野県DMATを待機させる
ものとする。
 - (1) 長野県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
 - (2) 東京都23区内で震度5強以上の地震が発生した場合
 - (3) 長野県及び東京都23区以外の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (4) 東海地震注意情報が発表された場合
 - (5) 大規模な列車転覆事故又は航空機墜落事故が発生した場合
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、長野県DMATの派遣を要すると判断される災害が発生した
場合

(活動内容)

第4条 乙が派遣する長野県DMATは、次の業務を行うものとする。

- (1) 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送等
- (3) 広域搬送基地医療施設等における医療支援
- (4) 他の医療従事者に対する医療支援
- (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

(身分)

第5条 乙が派遣する長野県DMATの隊員は、乙の職員として前条に定める業務に従事する。

(移動等)

第6条 乙が派遣する長野県DMATは、移動手段、医薬品等の医療資器材の調達、派遣中の生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(実費弁償)

第7条 甲の要請に基づき乙が派遣した長野県DMATが、第4条に定める業務に従事した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、甲が別に定める。

(災害救助法が適用された場合の実費弁償)

第8条 前条の規定にかかわらず、甲の要請に基づき乙が派遣した長野県DMATが、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第23条及び第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、法に定めるところによる。

(待機に要する費用負担)

第9条 長野県DMATの派遣のための待機に要する費用については、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とする。

(傷害保険の加入)

第10条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した長野県DMATの隊員が第4条に定める業務に従事したことに伴う事故に対応するため、長野県DMATの隊員を対象とする傷害保険に加入する。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第 11 条 甲の要請に基づき乙が派遣した長野県DMATの隊員が、法第 24 条又は第 25 条の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、法に定めるところにより扶助金を支給する。

(細目)

第 12 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(定めのない事項等)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

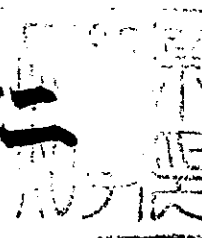
第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して 1 年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を所持する。

平成 21 年 3 月 6 日

甲 長野県知事

村井 仁



乙 松本市旭三丁目 1 番 1 号

国立大学法人信州大学医学部附属病院

病院長

小池 健一

